

19 陳情 第 10 号	新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例に基づき区職員の路上喫煙者に対する意識の啓発をローテーション制により実施せよという陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	平成19年6月5日受理、平成19年6月13日付託
陳情者	新宿区住吉町 _____ _____

(要 旨)

現在、新宿駅周辺で行っている路上喫煙者への意識の啓発を新宿区に存在する各駅及び各商店街で、ローテーションを組んで実施するべきである。新宿区には新宿駅だけが存在する訳ではなく、新宿駅周辺の商店街、繁華街だけが存在する訳ではない。

(理 由)

新宿駅を中心に考えるのは間違えではないが、他の駅、新大久保、高田馬場、新宿三丁目、曙橋等があり、その周辺には商店街がある。それらの駅、商店街に於いても路上喫煙者への意識の啓発をすべきではないか。余りにも新宿駅及びその周辺に集中するのは間違っているのではないか。我が曙橋周辺では路上喫煙者は減るところか増えている。ポイ捨ても増えている。ローテーションを組んで新宿区に存在する各駅で路上喫煙者への意識の啓発をするのが、環境保全課の役割であり、税金を投入している新宿駅周辺は平等の精神に反することは明らかである。

よって、新宿区内の各駅及び各商店街を対象にローテーションを組んで路上喫煙者への意識の啓発をすべきである。